

東海道本線川崎駅・横浜駅間生見尾踏切道廃止及び 生見尾こ線人道橋拡充に関する基本協定書に基づく覚書

横浜市（以下、「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下、「乙」という。）は、令和 8 年 10 月 / 日付で締結した「東海道本線川崎駅・横浜駅間生見尾踏切道廃止及び生見尾こ線人道橋拡充に関する基本協定書」（以下、「基本協定」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（総事業費）

第 1 条 基本協定締結時における総事業費は約 45 億円を想定する。なお、甲が実施するこ線人道橋の拡充の設計成果を踏まえ、別途締結する先行工事及び本体工事の施行協定において詳細な総事業費を定めるものとする。

（費用負担）

第 2 条 基本協定第 4 条第 1 項に係る費用負担額については、別途締結する先行工事及び本体工事の施行協定で定めるものとする。

2 先行工事及び本体工事における費用負担割合並びに各年度における費用負担割合は基本協定第 5 条第 1 項に定める割合と異なることができるものとし、最終的に総事業費に対して甲 3 分の 2、乙 3 分の 1 となるよう整理するものとする。

（警備費用の取扱い）

第 3 条 基本協定第 4 条第 1 項第 1 号アに定める「本協定締結後から生見尾踏切道閉鎖までの警備」は、先行工事の施行協定締結前から実施することができるものとする。

2 前項の警備に係る費用は、基本協定締結後から先行工事の施行協定締結までの期間も含むものとし、先行工事の施行協定において処理するものとする。

3 第 1 項の警備に係る費用の負担額、処理の方法その他必要な事項については、別途締結する先行工事の施行協定において定めるものとする。

（完成予定時期）

第 4 条 こ線人道橋の拡充の完成予定時期は令和 15 年度を想定し、別途締結する本体工事の施行協定において詳細な工程を定めるものとする。

以上、この内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8 年 10 月 / 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長職務代理者

横浜市の市長

平原 敏英



乙 横浜市西区平沼一丁目40番26号

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員横浜事業本部長 大野 武一

